

令和4年6月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和4年6月8日(水) 午後2時30分～午後3時40分

2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 18名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	7	谷崎 容子	13	土居 忠栄
2	桑原 宏文	8	遠地 美千代	14	清水 優志
3	伊与田 真哉	9	山本 官	15	正木 卓夫
4	井上 靖好	10	芝 順子	16	岡崎 誠
5	加用 雅啓	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
6	安藤 久徳	12	伊勢脇 精藏	18	福留 宜彦

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	6	山口 昇彦
2	武井 健治	5	宮地 秀之	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 1名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
19	畠中 温喜				

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	7	宮地 浩		

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	朝比奈 雅人	係長 (西土佐地域担当)	田辺 秀樹
事務局長補佐	吉田 貴浩	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	佐川 徳和	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	柴 秀樹		

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(7件)

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1件)

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(2件)

第4号議案 非農地証明書の交付について(2件)

第5号議案 農用地利用集積計画(案)について(1件)

第6号議案 農用地利用配分計画(案)について(2件)

第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達の修正について

報告事項

その他

◆議長（福留会長）

只今から令和4年6月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号 19 番 畠中 温喜 委員の1名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中18名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮地 浩 委員、宮崎 幸一 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号 12 番 伊勢脇 精藏 委員、議席番号 13 番 土居 忠栄 委員 にお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字井沢字鹿場 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は譲渡人の姪にあたり、譲渡人が高齢で農作業を行うことが困難になったため贈与するものです。譲受人は農作業歴25年の50歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間180日となっております。労働力は、譲受人と、父、母の3人となっております。農機具につきましては、耕運機を所有しているとのことです。申請地は自宅から10メートルの距離となっております。耕作面積は34アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請はこれまで柿・梅・いちじく等の果樹を栽培しており、今後も譲受人とその家族が同じように農地として耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2、番号3につきましては、譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。土地の表示は、大字初崎字前田他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業歴17年の47歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と、父の2人となっております。農機具につきましては、耕運機、コンバイン、田植機、トラクターを所有しているとのことです。申請地は自宅から10キロメートルの距離となっております。耕作面積は1,418アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は耕作している農地と休耕状態の農地がありますが、今後は譲受人とその家族が農地として耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号4。土地の表示は、大字江ノ村字西シンベエ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業歴45年の72歳の専業農家で、農作業への従事日数は200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴38年の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバインをリースしているとのことです。申請地は自宅から200メートルの距離となっております。耕作面積は115アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。✓

また、申請地は関係委員が現地調査の際、草が生い茂った状態でしたが、後日、再度現地確認したところ、すぐに農作業に取り掛かれるよう草刈りが行われており、今後は水稻用の苗床にする予定であることを確認しています。よって、譲受人とその家族が農地として耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われます。✓

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。✓

続きまして番号5。土地の表示は、大字西土佐大宮字仲ノ前 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業歴40年の71歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているともことです。申請地は自宅から100メートルの距離となっております。耕作面積は64アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。✓

また、申請地の田については今後も継続して水稻を作付けし、畑については現在作付けされていない状態であるが、今後は野菜を植えていく予定のことであり、譲受人が農地として耕作していくということですので、今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われます。✓

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。✓

続きまして番号6。土地の表示は、大字具同字散地 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業歴5年、農業技術修学歴2年の26歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴61年、譲渡人である祖父の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、管理機、トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から2キロメートルの距離となっております。耕作面積は81アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。✓

また、申請地は現在ハウスによるトマト栽培をしており、今後もトマト栽培を続けながら、新たにメロンの栽培を始める予定となっており、譲受人とその家族がこれまでと同じように耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。✓

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。✓

続きまして番号7。土地の表示は、大字佐田字イナヤ谷他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業歴20年の43歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴51年の父の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、管理機をリースしているとのことです。申請地は自宅から200メートルの距離となっております。耕作面積は52アールとなりますので、本市の下限面積で

ある 30 アールを上回っております。

また、申請地は現在休耕地となっていますが、取得後は草刈りを行い、重機等を使用して更地にして農地の環境を整えていく予定となっています。作付けの品目は未定ですが、譲受人とその家族が農地として耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。 ✓

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1 番の関係委員」お願いします。 ✓

◇議席番号 4 番 井上委員（東山・下田地区担当）

4 番の井上です。現地の方に行かせていただきまして、いろいろと各項目に沿って話を聞かせてもらいましたけど、譲受人にはお会いすることができなくて譲受人の父にいろいろと聞かせてもらいました。現地の方は自宅の道を挟んで前の所で、いろいろと手入れされた状態でやられているというところを見せてもらいまして、この案件は適当であると考えております。以上です。 ✓

◆議長（福留会長）

1 番の関係委員の宮崎推進委員は本日欠席ですが、この案件につきまして適当である旨連絡をいただいています。

続きまして、「2 番・3 番の関係委員」お願いします。 ✓

◇議席番号 5 番 加用委員（八束地区担当）

5 番、八束の加用です。2・3について話したいと思います。申請地の状況ですが、耕作している農地と現在草が生えている農地があり、草が生えている農地については、譲受人が取得後は草を刈って田は田として耕作することです。また下限面積、周辺地域との関係も問題ないと思われますので、よろしくお願いします。以上です。 ✓

◆議長（福留会長）

2 番・3 番の関係委員の宮崎推進委員は本日欠席ですが、この案件につきましても適當である旨連絡をいただいているいます。

続きまして、「4 番の関係委員」お願いします。 ✓

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14 番、中筋・東中筋担当の清水です。4 番について事務局の説明のとおりですが、申請地の状況について説明いたします。5 月 27 日、譲受人と現地を確認しました。雑草が茂っており雑草を刈るように指示をして一旦帰りました。その後、確認に行きました。耕作ができるように除草しておりました。既に保有している農地につい

ても、効率的に耕作していると思われます。下限面積も問題ありませんし、田として耕作するということです。周辺の地域の農業上の影響はありません。以上です。✓

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？ ✓

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

清水委員のご意見に間違いありません。✓

◆議長（福留会長）

続きまして、「5番の関係委員」お願いします。✓

◇議席番号1番 篠田委員（薮ヶ市・須崎・大宮地区担当）

○議席番号1番、地区担当の篠田です。5番について説明させていただきます。先週の土曜日、6月4日に宮地（浩）推進委員とともに現地を確認しました。そこで譲受人に説明を受けながら現地を見たところ、2256番の田んぼの方は1枚の田んぼが2筆に分かれており耕作しにくいということで、作業受委託で他の方に水稻を作つていただいているとのことでした。こちらは土地取得後も同じく作業受委託してもらうとのことで問題なく耕作されるものと思われます。続いて、2260番の畑ですが、こちらは畑ということでまだ何も植わってなかつたんですが、一応耕作はされておりトラクターでおこした形跡がありました。事務局の説明のとおり、今後は親族の方とともに野菜を植えてみるとのことでしたので問題ないと考えます。以上です。✓

◆議長（福留会長）

5番の関係委員の宮地（浩）推進委員は本日欠席ですが、この案件につきましては適当である旨連絡をいただいています。

○続きまして、「6番の関係委員」お願いします。✓

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当正木です。6番についてですけれども、事務局の説明のとおりでございます。譲渡人と譲受人は祖父と孫という関係で、過去にも2回ほど同じような案件で贈与ということで（3条許可申請が）出た経過がございます。今回も同じようなものでございます。現地はハウスでトマトを作つておりますし、熱くなつたらハウスはそろそろ終わりで、今後ハウスの作物でありますメロンとかそういう物を考えているということでございます。問題ございません。以上です。✓

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？ ✓

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

5月29日に現地確認に行きました、今正木委員が言ったとおりハウスでトマトを作っているようです。以前にも申請のあった方で、特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「7番の関係委員」お願ひします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

議席番号9番、後川地区担当の山本です。7番について説明します。5月29日午後1時から武井推進委員と2人で現地確認を行いました、現況は休耕地となっております。本来は申請代理人と3人で立ち会う予定でしたけど、申請代理人から同行ができないという連絡がありまして、その際に申請代理人と電話で確認したところ、申請地は元々、申請人の祖母が耕作している土地を社会福祉法人一条協会が障害者の農作業の活動の場に貸してほしいということで一旦譲渡していましたが、近年一条会が耕作できなくなって周辺環境の悪化をまねいている〇で、買い戻しをして整備をして元の畑に戻したいということでした。武井推進委員が申請人の父と会って確認をしてくれましたけど、同じような理由でした。耕作放棄地になりかけている農地を買い戻して周辺環境の改善にも繋がるということで、この案件は適当と考えております。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

後川地区ならびに大川筋地区担当の推進委員の武井です。今山本委員から説明がありました。29日に現地確認に参りました。申請代理人がああいう状況ということで、私は直接お会いできませんでしたが、電話で連絡を取られた山本委員の説明を私自身また譲渡人に会っていろいろ聞きました。全く同じ意見で、現地を確認しました〇ころ、かなり荒れている状態で環境が悪いということで前向きな意見として捉えて確認させていただいた次第です。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は5ページになります。

○番号1。土地の表示は 西土佐中家地字タルガ谷以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。5月30日、事務局、中家地地区担当の桑原農業委員および申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、農地の一部に墓地を建築するというものでしたが、転用手続きを経ずに墓地となっているもので、始末書付きでの申請となっております。場所については、国道381号線沿いの広見川にかかる西ヶ方橋から西へ4.5kmほどのところにある農地になります。東側と南側は申請人所有の農地、北側と西側は山林となっております。雨水については、自然浸透になり周辺農地に及ぼす影響はないものと考えられます。

よって、申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない他の農地（第2種農地）であり、転用が許可できる土地ということあります。

◆議長（福留会長）

○ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号2番 桑原委員（西土佐中家地地区担当）

議席番号2番、桑原です。事務局が申し上げたとおり、始末書付きの案件となっています。畠の一部をお墓に転用する案件となります。既に墓が建設されているような状態でございました。理由としましては、司法書士それから依頼主との連絡の不具合がございまして、本人はもう申請が終わったということで勘違いして既にお墓を建設したような状態でございます。但し、まだ納骨はされていないということで、そこが幸いだったかなということでございます。それから付属としまして、相続等の問題もあり手続き等が遅れたというどこも司法書士の方からお伺いしております。但し、今現在こういう形で周りに影響のあるようなものではないと考えておりますので、この案件についてご報告申し上げます。以上です。

◆議長（福留会長）

1番の関係委員の宮地（浩）推進委員は本日欠席ですが、ただいまの案件について適当である旨連絡をいただいているます。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、採決をいたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員举手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明します。議案書は6ページになります。
番号1。土地の表示は 具同田黒一丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。5月30日、事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と宮地（秀）推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、駐車場とするものです。場所については、具同小学校より南に10メートルほどに位置する農地で、北側及び東側は道路を挟んで宅地、南側および西側には宅地があります。駐車場のため、生活排水は発生せず、雨水は東側市道側溝に排水する予定です。このため、周辺農地に与える影響はないものと思われます。

申請地は都市計画法による用途地域に指定されている第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用の許可ができる土地ということあります。

続きまして、番号2。土地の表示は 大用字三島以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。5月30日、事務局で現地に向かい、富山地区担当の伊勢脇委員と東推進委員及び申請人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、ソーラー発電設備を設置するものです。場所については、富山郵便局より南に120メートルほどに位置する農地で、周辺隣接

地はすべて農地ですが、転用についての同意を得ています。雨水については自然浸透で処理しますが、自然浸透できない量の雨水については敷地周辺に溝を設置し、道路側溝へ排水することとしています。

申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地であるということです。

なお、申請地は令和2年8月17日付で非農地証明願いの申請がありました、不承認となった経緯があります。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当正木です。1番の案件ですけれども、事務局の説明のとおり都市計画区域でございます。転用については問題ない所でございます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

5月30日に事務局と正木委員と一緒に現地確認に行きました。譲受人が近くに所有するアパートの駐車場として利用するようです。特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号12番 伊勢脇委員（富山地区担当）

議席番号12番、富山地区担当の伊勢脇です。番号2について説明します。先月30日に事務局、東推進委員、譲受人との現地調査をしました。現地は以前、事務局の説明があったとおり、以前非農地証明が出されていた場所ですが、当時東推進委員と自分とで調査した時点では非農地証明には無理ではないかという結論でしたが、今回は5条の申請ということです。譲受人は周辺農地の地権者からは同意を取っているが、近隣住民とのトラブル等が発生しないためにも近隣住民との同意をお願いしたところ、同意を取るということです。また墓地にも隣接していますので同様にお願いしています。以上のことから、第5条の規定による許可申請進達は適当なものと考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

1区の東です。5月30日に事務局、伊勢脇委員と現地を確認させてもらいました。伊勢脇委員が言うとおりで、地権者にも同意書をもらっているということで、近くの住民にも同意をもらうと言っているので、問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

番号2についてですけど、ソーラー発電設備の設置ということですけど、これラジオで聞いたり、ユーチューブなんかでも見たりしたんですが、ソーラー発電って25年～30年したらやり替えないといけないということになるそうです。既にそうなっている所があり、なかなか処分が出来ず、そのまま放置されている所もあるということです。有害な重金属を含んだものが出るというような心配もあるということで、今後ソーラー発電を設置するうえには耐用年数過ぎたものをどう処分するかというところまで法整備をしてからにしましょうねということが動いていると聞くんですが、今回このソーラー発電設備なんかは耐用年数を過ぎたものは、こう処分しますよというところまで踏まえた傾向なんかがあるのかなと。別に今は設置前で問題があるわけではないですが。そのあたりも踏まえた上で、今からのソーラー発電の設置はいるのではないかと思い、質問させてもらいました。

◆議長（福留会長）

この案件については、今からその処分をする会社を作らないといけないと、会社のお偉方が言っておりました。まだ20年先のことは分かりませんけど、将来はこれを処分する会社を作らないといけない、これが我々の責任だという話は聞いております。まだ一向に出来ておるようにはないですね。今からだということでございます。直接その関係の社長に聞いたんです。そういう話でしたので。（耐用年数を過ぎたパネルを）捨てるといろいろ害があるみたいですね。20年後に処分するには、今から考えてそういう会社を作らないといけないとの旨を社長が話していました。まだそういうちゃんとした話が出来てないということですね。

○事務局

パネルの処理云々の話は譲受人としておりませんけど、伊勢脇委員が仰っていたように、隣地の農地所有者だけでなく墓地とか他の所有者、地元には迷惑がかからないような形でお願いしますということと、伊勢脇委員が仰っていたように一応（耐用年数が）20年というところがありますので更新を考えているということは仰っていました。以上です。

◆議長（福留会長）

他に、ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。

続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は7ページになります。

番号1 土地の表示は、古津賀一丁目以下、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。番号1につきましては、5月30日に事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員・宮地（秀）推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット7、8ページをご覧ください。現地は25年以上前から宅地となっている状況です。事務局でも確認したところ、申請地に建つプレハブの建築年月日は平成13年12月であり、翌年度から課税対象となっていることから20年以上前から宅地となっている状態です。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は、江ノ村字カケヒノサキ、字タツノクチ以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。番号2につきましては、5月30日に事務局で現地に向かい、中筋地区担当の清水委員・岡本推進委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては前のスクリーンとお手元のタブレットの9、10ページをご覧ください。現地は雑種地となり資材置場として利用されています。事務局でも申請者から提出された平成18年時点の写真や税務課での当時の航空写真を確認したところ、その当時からすでに資材置場として利用されている状態でした。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

4番の井上です。1番について説明させていただきます。余談になりますけど、この土地の隣で自分がニンニクを栽培しておりまして、よくここは見ておりましたが、がつたり宅地になっていまして、とても農地という感覚は全然なくて、今回（非農地証明申請が）あがって、こういうのがあがってきたんだなと思いましたけれども、非農地として適当であると考えております。以上です。

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

5月30日に事務局と井上委員と一緒に現地確認しました。こちらの土地は、耕作放棄してから10年以上、人為的に手を加えてからも15年以上経っている土地で、非農地証明を交付するのに特に異論はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋・東中筋担当の清水です。2番ですが、事務局の説明のとおりです。5月30日、事務局、岡本推進委員と現地を確認しました。既に人為的に手を加え15年以上経過しており、現状復帰は不可能と判断しました。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4区の、中筋・東中筋担当の岡本です。清水委員の仰っているとおりで間違いございません。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、採決いたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員举手》 ～～～

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。✓

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。✓

○事務局

それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は9ページ、農用地利用集積計画書（案）は10ページになります。

この案件は、借受人が高知県農業公社です。農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。

それでは1番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は5名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの11ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。賃貸借期間は令和4年6月8日から令和9年6月7日までの5年間と令和4年6月8日から令和14年6月7日までの10年間となっています。以上です。✓

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。✓

◇議席番号2番 桑原委員（西土佐西ヶ方地区担当）

○議席番号2番、桑原です。先日現地の確認させていただきました。なかなか作り手もいないということで作り手を探しているということで、中間管理機構に依頼をして借受人を探しているところであります。後ほど多分案件が出てくるかと思いますが、ご報告としましては以上です。✓

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？ ✓

◇竹村委員（西土佐西ヶ方地区担当）

地区担当、竹村です。桑原委員が説明したとおりで、私の方からはございません。以上です。✓

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。✓

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。

○議長（福留会長）

続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第6号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、11ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の12ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。

1番、右側の貸付先ですが、四十町の法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの11ページ及び前のスクリーンをご覧下さい。1番の農業者が選定された理由につきましては、13ページの借受選定理由書をご覧ください。

続いて、2番、右側の貸付先ですが、市内の認定農業者に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの12ページ及び前のスクリーンをご覧下さい。この案件につきましては当初、平成29年に黒潮町の認定農業者へ高知県農業公社より10年間の貸借設定により転貸されていた案件であります。貸借期間途中での解約後、市内の認定農業者が引き続いて、残りの期間を賃貸借・使用貸借により耕作を行うというものであります。2番の農業者が選定された理由につきましては、14ページの借受選定理由書をご覧ください。

農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したもののがこの借受選定理由書です。

対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位のものが最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号2番 桑原委員（西土佐西ヶ方地区担当）

議席番号2番、桑原です。株式会社四万十流域野菜に貸し付けということになっております。代表取締役と電話で話をさせていただきまして、野菜、主にイモを作付けしたいということでございます。この会社は四万十町の方でも休耕、農作放棄地を開拓しながら畑それから田んぼを利用していくという活動を行っているわけです。今現在ここ既になかなか作るのも困難な高齢者の方がやっておりまして、耕作放棄地になろうかなというところになりますので、こういう形で利用していただくというのは大変嬉しく思っておりますので、ご報告申し上げます。

◆議長（福留会長）

1番の関係委員の宮地（浩）推進委員は本日欠席ですが、ただいまの案件につきましては適当である旨連絡をいただいている。

続きまして、「2番の関係委員」は畠中委員ですが、本日欠席となっております。畠中委員からは、この件について報告をいただいております。

今回、借受人となる林 憲治さんは岩田にお住まいの認定農業者ですが、下田地区で以前より耕作を行っており、規模を拡大するものであり、借受人としては適当であるとのことです。

2番の関係委員の宮崎推進委員は本日欠席となっておりますが、この案件については適當である旨連絡をいたしております。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農用地利用配分計画（案）について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）について、これを適當と認め答申することといたします。

続きまして、第7号議案 農地法第5条の規定による許可進達の修正について議題といたします。事務局の説

明をお願いいたします。

○事務局

第7号議案 農地法第5条の規定による許可進達の修正について説明します。議案書は15ページになります。

番号1、番号2については関連がありますので、まとめて説明いたします。こちらは令和4年4月7日総会にて承認を得た案件で、県知事に意見進達をしましたが、進達後に県とのやり取りの中で、農業委員会として意見進達した農地区分を修正させていただきたいと考えております。修正箇所については議案書記載のとおりです。番号1は農地区分を第2種農地から第3種農地へ修正、番号2は農地区分については第3種農地のままですが、判断内容を修正することについて、ご審議願います。

県より指摘があった点ですが、番号1については申請地の西側に10ha以上の農地の広がりがあり、転用が原則不許可である第1種農地に該当するのではとの指摘を受けました。これを受け、農地区分を再度検討したところ、申請地は国道439号と市道・曾我ノ下線に囲まれた街区の宅地の割合が40%を超えていた区域の農地であるため、第3種農地となることから農地区分を第2種から第3種に修正するものです。

番号2については申請地が都市計画法の用途指定区域より外れているとの指摘を受けました。再度確認したところ、確かに都市計画法の用途指定区域から外れていましたが、周辺には団地があり、住宅が数多く建っている状況を踏まえ、農地区分はそのままで判断根拠を住宅・事業施設・公共施設が連携した区域の農地とし、修正するものです。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。小休にいたします。

～～～ 小休 ～～～

～～～ 正会 ～～～

◆議長（福留会長）

正会にいたします。

ご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第7号議案 農地法第5条の規定による許可進達の修正について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可進達の修正について、こ

れを適當と認め答申することといたします。↙

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願ひいたします。↙

○事務局

農地形状変更届出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更について」をご覧ください。

形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項の規定により、届出書の提出があった場合、書類審査及び現地調査を行ったうえで、届出者に結果を通知し、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。

番号1。土地の表示は、古津賀字西四反タ以下地番等、届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。5月30日事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員・宮地推進員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット13ページをご覧ください。現地は旧要領時に形状変更の届出を行い、盛土工事を行ってきたが工事が完了せず、新要領に基づき改めて形状変更の届出を行い、引き続き工事をするものです。形状変更後は元々の田から畑に変え、耕作の用に供することを確認しております。

以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和4年6月3日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。

なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。↙

◆議長（福留会長）

以上で、事務局からの報告が終わりました。↙

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。↙

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和4年6月8日

福留宣彦
議長

福留宣彦
署名委員

土居忠榮
署名委員